

第 1 回広島県国民健康保険運営協議会議事録

1 日 時 平成 29 年 2 月 1 日（水） 18：30 から 19：50 まで

2 場 所 広島市中区東白島町 19 番 49 号
国保会館 6 階 大会議室

3 出席委員 高原委員，濱本委員，藤岡委員，山本委員，青野委員，荒川委員，
大谷委員，檜谷委員，伊藤委員，衣笠委員，高田委員，横手委員，
向井委員，山根委員 【全員出席】

4 議 題

- (1) 国民健康保険制度改革の概要について
- (2) 広島県国民健康保険運営協議会における審議事項について
- (3) これまでの検討状況について
- (4) 広島県国民健康保険運営協議会の開催予定について

5 担当部署 広島県健康福祉局国保県単位化推進担当
TEL (082) 513-3218 (ダイヤルイン)

6 会議の内容

(1) 開会（健康福祉局長あいさつ，委員紹介）

(2) 会長選任

広島県国民健康保険運営協議会条例第 4 条の規定による会長の選任及び職務代行者について，会長に伊藤委員，職務代行者に横手委員が推薦され，異議がなかったため，そのとおりに選任された。

(3) 会議の公開・非公開の決定

本日の会議資料に，広島県情報公開条例第 11 条の規定による不開示情報がないため，会議を公開とし，傍聴，議事録の閲覧等を認めることを決定された。

(4) 議題と主な質疑

ア 国民健康保険制度改革の概要について，資料 1 により事務局から事務局から説明した。

委 員：保険料の算定において収納率については，考慮しないのか。

事務局：市町から県への納付金は必要額を客観的に市町へ割り振ることになる。

それを納付するために，市町が保険料をしていくらに設定するのかというときに収納率を考慮することになる。

イ 広島県国民健康保険運営協議会における審議事項について，資料 2 により事務局から説明した。

ウ これまでの検討状況について、資料3により事務局から説明した。

委員：医療費水準を反映しない方向とのことであるが、医療費は非常に大きなファクター（要因）である。医療費が高いところは、ひょっとしたら無駄があるのではないか。無駄を省き、適正な医療が受けられるようにするのが、もともとの趣旨だと思うので、その辺のインセンティブ（誘導策）がなかったらいけない。もう少し、論点の整理が必要だと思う。

事務局：保険制度はリスク分散なので、罰則的な仕組みは難しいと考えている。しかし、医療費を適正化していくことは重要であり、保険者の努力によるところでもあるので、適切に評価をしていくようにしたい。

なお、これまでの県と市町との協議においては、被保険者の公平性観点から市町単位で医療費を反映しないという方向になっている。

委員：公平の前に公正がなければならない。例えば、保険料を払わない人と払う人では不平等である。もう少し、公正という観点を入れないと、努力しない人が増えるのではないか。今は、議論の段階なので、公平と公正についても考えてみるべきだと思う。

委員：無駄な医療や節約できる医療を省くことや、健康寿命を延ばす取組が大切であるため、医療費の市町間格差の検討だけでなく、県単位化に向けては、都道府県格差についても検討に加えた方がよい。

事務局：健康寿命を延ばすための健康づくりも非常に大きな問題であるため、その財源も含め検討を進めている。

会長：少なくとも同じ医療費の市町があったとして、健康づくりなど地道な活動をしているところと、過剰とは言わないが手厚いサービスを行っているところは違うと思うので、何らかの形でインセンティブ（誘導策）を働かせるかどうかという議論はいずれしていかないといけないと思う。

エ 広島県国民健康保険運営協議会の開催予定について、事務局から説明した。

(5) 意見交換（主なもの）

委員：医療の技術は日進月歩、高価な医薬品も開発され、医療費はどんどん高くなっていくが、医療の質は低下させてはならないと言う中で、保険料をどう設定していくのかという難しい問題で、簡単に解は見つけれない。

事務局に確認であるが、これまでの検討において、統一保険料率というのは、医療費水準が均一化されれば可能ということではなく、少々の格差はあるがある程度統一されているということを前提に議論されたということでしょうか。

事務局：そのとおり。

委員：国民健康保険は、高齢者の方が多いので、今回の制度改正について、より丁寧な説明が欠かせない。県には、医療サービスの提供責任に加え、財政運営の責任もあるので、バランスという点で難しいという感想を持った。

委員：国民健康保険の問題というよりも、健康保険を含めた医療保険制度全体として、財源に大きな枠があり、このままでは破たんするのではないかとさえ思っている。現役世代も少なくなる中で、どのようにしていくのかという観点も頭に入れながら考える必要がある。

委員：失礼な言い方であるが、国民健康保険はちょっと甘いのではないかと思っている。結局、赤字になれば、税金で補てんされ、解散などが無い。「収納率」、「無駄な受診」、「ジェネリック（後発医薬品）使用」というところで、市町の働きかけが甘い。今回、市町から県になったら「県が面倒見てくれるから何とかなる。」ではなく、市町の取組を評価していただきたい。

事務局：医療費等の支出に対して、保険料（税）などの収入や、少子高齢社会でのバランスをどう取っていくのかということについて、保険者機能を果たすことが必要である。

国保制度改革を踏まえ、広島という地域において国民健康保険をどのように運営していくのか、一つには保険料水準の統一ということがポイントになるかと思うが、そういう前提的なものをご理解いただいて議論を進めていただきたいと考えている。

会長：資料のどこかに保険料率の「見える化」という言葉もあったが、被用者保険からの交付金や税金の充当など見えにくくなっている面もあるので、保険料率の議論を契機として、その仕組みを「見える化」して、皆さんもそれを自覚していくようなきっかけになればよいと思う。

保険料率の設定のうち、所得については、県民可処分所得で見るのも重要だろうと思う。

委員：この会議には、市町は入れないこととなっているのか。

事務局：もし、市町の説明がほしいという委員からの希望があれば、市町にも参加をしていただくが、基本的には、県と市町が協議をした結果を県が説明することとなる。

7 会議の資料名一覧

資料1	国民健康保険制度改革の概要
資料2	広島県国民健康保険運営協議会における審議事項
資料3-1	これまでの検討状況
資料3-2	市町との意見交換・意見調整の体制
資料4	広島県国民健康保険運営協議会の開催予定（案）
参考資料1	国民健康保険制度について
参考資料2	国民健康保険の現況
参考資料3-1	都道府県国民健康保険運営方針策定要領
参考資料3-2	国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）
参考資料3-3	国民健康保険保険給付費等交付金ガイドライン
参考資料4	平成三十年四月一日施行後の国民健康保険法（抜粋）
参考資料5-1	広島県国民健康保険運営協議会条例
参考資料5-2	広島県国民健康保険運営協議会に関する取り決め
参考資料5-3	知事が所管する附属機関等の会議の公開に関する規則
参考資料5-4	広島県情報公開条例（抜粋）